

学位請求論文審査報告書

氏名・(本籍地) 野々部 利生(東京都)
学位の種類 博士(仏教学)
学位記の番号 甲第123号
学位授与の日付 令和2年3月16日
学位論文題目 空海仮託書の研究
論文審査委員 主査 堀内 規之
副査 大塚 伸夫
副査 佐々木 大樹
副査 武内 孝善

弘法大師空海(七七四～八三五)は、真言密教を中国より請来し、様々な著作を残している。これらのテキストは、真言宗学において学ぶべき聖典として位置づけられ、これまで多くの学匠によって註釈書が著されてきた。それがまさに真言宗学の歴史といつてもよいであろう。その真言宗学の中において、弘法大師空海が実際著していないテキストの存在も指摘されてきた。そのようなテキストを、当該学位請求論文では「空海仮託書」と表現している。これまでの真言宗学において、これら「空海仮託書」について、当然のことながらその真偽問題が論じられてこられた。しかし、論者が指摘するように、これらのテキストの真偽問題を論じ、結論として偽撰と断じられた場合、勢い余って当該テキストそのものの教学的価値がないかのように扱うことが多分にみられた。これに対して、論者はあくまでもそういった「空海仮託書」において、偽書であっても論理的に教義を論じており、その中には教学上重要なテーマを扱っているものも少なくないと指摘している。また、偽書であることを抜きにして一つのテキストとして捉えれば、その著作が成立した当時の学風及び教学研究を窺い知ることができる大変重要な史料であり、もっと正当な評価をされても良いのではないかと論じている。このような視点にたって当該請求論文は、真言教学における仮託書の価値を再考し、新たな真言教学の枠組みの再構築をはかろうとしているものである。

以上のような目的を持ち、論者は序章、六章立ての本論、結論として「空海仮託書」について論じている。序章では、本論文の目的と概要、そして「空海仮託書」の範囲を示している。この仮託書の大いなる先行研究としては、『弘法大師全集』をあげることができるとしている。その編纂主任を勤められたのが、長谷宝秀師である。この長谷師が様々な視点によって、空海作とされる著作を捉え、論理的に真偽を判断し、編纂されたのが『弘法大師全集』である。その中で、『弘法大師全集』第一編は空海真撰のもの、第二編は真偽未決、第三編は偽撰という一定の価値判断を示している。この長谷師の基準をもとに、論者は「空海仮託書」について以下論じている。

第一章では、空海自身が仮託の論書をどのように扱っていたのか考察している。ここで取り上げるのは、龍猛造とされる『菩提心論』と『釈摩訶衍論』であり、空海は両論を自らの教学形成に大きく依用している。しかし、両論は空海の活躍期に、偽論である可能性が多方面より指摘されている論書である。このこととは裏腹に、空海は両論の造主について龍猛造という立場を崩すことはなかった。その上で論者は、『釈摩訶衍論』では『釈摩訶衍論』所説の不二摩訶衍に空海は着目し、不二摩訶衍を絶対的な境地、すなわち密教と位置づけていること、『菩提心論』では、主に密教独自の修行をすることによって速やかに成仏することを示す典拠として用いていることを空海が重要視していると主張している。このように両論書について、偽論という指摘がなされていたことよりも、空海はその教理的価値を認め、自らが請來した真言密教の優位性を示すためにあえて用いた可能性を論じている。

第二章では、以降の論述で重要な位置を占めることになる空海の著作目録(「御作目録」)を精査するとともに、「空海仮託書」の先行研究の紹介をおこなっている。すなわち、空海仮託の書と

はいかなる特性を持ち合わせるのか、その点を明確にするために、先行研究の紹介を兼ねて異本『即身成仏義』、『秘蔵記』、『御遺告』を取り上げている。また、仮託の書を扱っていく前提として、空海の撰述目録である「御作目録」について、論者は『弘法大師全集』所収の一四本の「御作目録」を精査した結果、「単純に空海の著作だと考えていたものを収録する目録」と、「聖教藏の蔵書目録的要素を兼ねる目録」という二種類の目録があるとしている。また異本『即身成仏義』、『秘蔵記』、『御遺告』について論述し、それぞれの成立年代について考察を試み

安然以前…………『異本二』、『秘蔵記』

安然～済暹…………『異本一』、『異本三』、『異本五』、『御遺告』

済暹以後…………『異本四』、『異本六』

という結果を得ている。この三つの成立年代が、仮託書の成立期を示す一つの指針になるとして、前掲の著作が空海から済暹（一〇二五～一一一五）に至るまでの二〇〇年間に成立していた可能性が高いことを論証している。

この二〇〇年間について論者は、『御遺告』を取り上げて論究している。すなわち、『御遺告』は寺院を管轄する権利を主張する者が偽作したとする武内孝善博士・苦米地誠一博士の見解を紹介し、空海という聖人の権威に乗じて自らの意図することを叶えるために空海に仮託したテキストと位置づけた。これは、『御遺告』が成立したとされる九五〇年頃に弘法大師信仰が高揚し、人間・空海の著作が第三地の菩薩である弘法大師の聖典、祖典と化したことの現れでもあると武内孝善博士・苦米地誠一博士の見解をもとに論述している。恐らく後世の者が空海の思想を理解するために著したと考えられる異本『即身成仏義』などが、いつしか空海御作となったのは、論者によれば弘法大師信仰の高まりというエポックメイキングがあったからなのかもしれないという。

以上を踏まえたうえで、第三章以下では「空海仮託書」と位置づけた各著作の成立や内容、他文献との関連を考察している。

第三章では『四種曼荼羅義』を取り上げている。『四種曼荼羅義』は安然の著作中に引用されていることから、空海仮託書のなかでは最初期に成立した著作と位置づけられる。それを前提とし、当該書の写本などを用いた書誌学的観点と『四種曼荼羅義』の内容的観点の2点で考察をおこなっている。書誌学的観点からの考察では、論者の管見の範囲の写本において、『四種曼荼羅義』と類本である『四種曼荼羅義口決』は大きな変化をせず、今に至っているとの所感を述べ、写本を探求していく過程で『四種曼荼羅義問答』という新出の類本を発見するに至り、本文翻刻を当該請求論文に報告している。これまで、『四種曼荼羅義問答』は『四種曼荼羅義口決』の異名とする先行研究が提示されてきているが、実際には『四種曼荼羅義口決』と同様に『四種曼荼羅義』と類似する内容を説く別本であった。論者によるこの写本の発見によって、諸師の「御作目録」に記載があるごとく、内容の異なる『四種曼荼羅義』の類本が三本以上ある可能性を広げることになった。また『四種曼荼羅義』の内容については、空海がわずかしか論及しなかった四種曼荼羅について、粗略ながらも教学的理解を示すものであると論者は指摘している。その教学的理解は、三宝など他の思想と四種曼荼羅を配当するという独特な手法を用いて論じられ、空海の四種曼荼羅理解から一步発展した思想としている。

第四章では、『四種曼荼羅義』の類本が存在する可能性と、「承和二年正月二十二日付の太政官符」の問題をさらに追求するために、『三業十条義』と『金剛界業義』を取り上げている。『三業十条義』は「金剛界業義」、「胎藏界業義」、「声明業義」という三つの義について、それぞれ十条を設けて問答が展開するテキストであり、『金剛界業義』は『三業十条義』の「金剛界業義」にあたる箇所とほぼ同一の内容を有している。論者によれば、『三業十条義』の内容を検討すると、「金剛界業義」（『金剛界業義』）は、『四種曼荼羅義口決』の内容を踏襲しているという。これは『四種曼荼羅義』が類本のみならず、様々に形を変えて用いられてきたことを示唆し、『四種曼荼羅義』がいかに広く受容されていたかを示すものと指摘している。

さらに、『三業十条義』と『金剛界業義』はその書名や内容構成から、「承和二年正月二十二日付の太政官符」に記載される、度者が学ぶべき経論を意識して制作された可能性を論者は指摘している。また両文献の成立年代について、恐らく『金剛界業義』が先に成立し、写本の書写年から寛治七年（一〇九三）以前の成立、『三業十条義』も写本の書写年から文和二年（一三五四）以前の成立と論者は仮定している。このように「空海仮託書」である『四種曼荼羅義』から、さらに様々な仮託の書が派生していっているという新たな事象を指摘することができるとしている。『三業十条義』と『金剛界業義』や「承和二年正月二十二日付の太政官符」は、まさに空海の著作と捉えられていた仮託書が、空海御作として祖典化が図られていったものであり、そこには、「空海の著作を学ぶべき」と考える者がいたことを想起させるという。

空海仮託の書が多く成立した約二〇〇年間に成立したテキストには、事相に関する著作が多くを占める。しかし、事相に関する著作であっても、事作法の教理的裏付けを記しているものも多くあり、この点に着目し第五章では『降三世五重結護』について論究している。ここでは『降三世五重結護』の変遷、内容、関連文献という三つの視点によって論者は論述を展開している。『降三世五重結護』は伝来の系統からすると、石山寺系統・元禄版系統・享保版系統の三系統の内容が存在することを論者は指摘している。さらに、内容検討をおこなうと、五重結護という作法が諸々の事相法流では「折紙」「切紙」といった形式をとつて伝承されてきていた。そのほとんどが小野方に相承されているものであり、また『降三世五重結護』の内容を検討すると、安然の著作を参考にしていると思われる箇所が多々散見されていることを指摘している。

そして、論者によって新出関連文献として紹介されている『降三世立色法』について、その本文翻刻を行っている。さらに、写本の伝存ルートを検討すると『降三世立色法』は、天台関係の寺院に所蔵されており、天台で受容されていた文献であることが判明した。『降三世五重結護』と一部内容を同じにする『降三世立色法』が天台において受容されていたことは、『降三世五重結護』が台密の学匠である安然の著作を参考にしていたことに関連性を見いだせることができるとしている。最終的には、小野流に関する人物が『降三世五重結護』を一〇世紀頃に著したと論者は仮定しているのが、これもまた図らずも空海の著作の祖典化がなされていく時期と重なっている。

最終章・第六章では『雑問答』について考察を試みている。『四種曼荼羅義』は安然以前、『三業十条義』、『金剛界業義』、『降三世五重結護』は安然から済暹の間の成立であると論者は仮定しているが、この『雑問答』の成立年代を推定すると、恐らく済暹以後であると論者は考えている。内容検討をおこなうと、書名の通り『雑問答』は種々雑多な問答を寄せ集めた著作であった。しかし、その核となる部分は後世、論義の算題にされるような『大日經』に関する内容が多くを占めている。なぜこのような雑多な内容を有している『雑問答』が受容されたかを考えた時に、空海の言葉として『大日經』の問題について語られる『雑問答』は、当時の人にとて極めて高い価値を有する著作であったことが想像されるという。また論者は、『雑問答』の一部内容が相似する『真言二字義』との関連についても論述している。『真言二字義』は文体が異なるも、『雑問答』の内容と符合している。済暹以前に成立し、済暹自身も著作中で引用している『真言二字義』があったからこそ、『雑問答』が受容された一側面も考慮しなければならないという。

以上、六章立ての本論において、様々な視点より空海仮託書について考察を重ねてきた。論者は、それらの考察をもとに、これら「空海仮託書」が真言密教教学に与えた影響について考察を加えている。先ず「空海仮託書」について、黎明期・成熟期・活用期という三期を想定している。単純に空海の著作への理解を示していた黎明期、その仮託書が五大院安然（八四一～八八九～）教学への対応と弘法大師信仰の高揚などを契機とし仮託書が成熟した成熟期、済暹以降の空海仮託書が空海の真の著作として活用されていく活用期という具合に、空海入定から済暹活躍までの約二百年間における空海仮託書の変遷を本論での論証をもとに示している。そして、このことを以て、空海入定から済暹にいたる二百年間、教学的な発展はなかったとする、これまでの定説の修正を求めているものである。そして、さらに重要な点として論者が指摘していることは、当該請求論文のテーマとして掲げた「空海仮託書」が、当時の修学内容・祖師である空海への信仰・学匠の動向など様々な事項を示しているものであって、真言宗学において教理的・歴史的に重要な価値を有しているテキストと位置づけ、それらのテキストによって新たなる真言宗学の枠組みを再検討すべきと結論付けている。

審査結果の要旨（1200字以上）

論者は、一貫して「空海仮託書」を研究対象として取り組んできており、先行研究にも目を配り、個別的なテキストの問題だけではなく、様々な仮託書が複合的に絡み合って存在していることも、幅広く知見を有している。今回提出された課程博士学位請求論文は、これまで各種学会で発表をおこない、その発表に基づいて投稿された研究論文の成果に一貫性を持たせ、学位請求論文として提出されているものである。以下、大正大学学位論文内規に示されている基準（研究対象と研究目的が明確であること・研究目的に応じた適切な研究方法が採用されていること・研究資料が適切であり、分析や考察が適切であること・先行研究を的確に検討していること・論理と叙述に整合性と一貫性を有し、形式や表記が適切であること・客觀性と独創性を有し、当該分野に大いに寄与する内容であること・将来にわたって継続的に発展可能な研究内容であること）に即して報告をおこないたい。

先ず、当該学位請求論文は研究対象として、空海に仮託されたテキストを「空海仮託書」として位置づけ、その範囲を『弘法大師全集』の編纂主任を勤めた長谷宝秀師の判断を一つの基準として用い、それら空海に仮託されたテキストの教学的価値の再考が研究目的であると、論者は明確にテーマ設定をおこなっている。さらには、現在活字化されているテキストだけではなく、様々な写本・板本を用いて論を展開している点は、当該学位請求論文の特徴ともいえよう。これは、口頭試問においても高い評価を受けた点でもあった。同様に評価を得たものには、まず形式・表記が適切、論述の展開が明快、なによりも読みやすい文章であるという点、さらに論文の研究目的である仮託書の教学的再評価という姿勢そのものも評価を受けた。その一方、検討を要すべき内容としては、さまざまな言葉・用語を用いて論述を展開しているが、その言葉が一体何を意味しているのか、一例を挙げれば「真実の真言教学史」とは一体どういうものが真実であるのか明示されていないという指摘を受けている。仮託書の範囲について、『弘法大師全集』の編纂主任の長谷師の考え方を完全に拠り所としたため、『弘法大師全集』第一編の中にも現在は仮託書とされているものがあり、現状の研究成果に基づいてもっと「空海仮託書」の範囲を広げるべきであったとする指摘。さらには、空海の教学範囲はここまであり、これ以外は空海の考え・教学ではないと、仮託書の教学的内容を分別する必要性があったのではないか、また空海入定後から済運に至る間において、小野僧正仁海（九五一～一〇四六）の果たした役割についての考察が必要であったのではないか等々の指摘がなされた。以上の指摘の如く、当該請求論文において論者が示した考察の仕方は、丁寧であり、論述の展開も着実であり、誠に読みやすい文章としてまとめられている。そして、新たなテキストの翻刻による報告や、価値ある具体的な成果を示しており、この学問領域に貢献する研究といえよう。しかし、考察過程において、論の勢い余って言葉の概念規定がなされずに、いささか強引に用いられている箇所が散見された。このような口頭試問における指摘等は、当該学位請求論文の価値を大きく損なうものではなく、今後の空海教学の研究、あるいは真言教学史解明の方向性・可能性を論者に示したものと受け止めて、さらなる精進を、そして大いなる成果を挙げられんことを論者に期待してのものであった。

以上、これまでの報告内容に鑑み、審査会において審査を担当して戴いた大塚伸夫先生（副査・大正大学教授・博士（仏教学））・佐々木大樹先生（副査・大正大学専任講師・博士（仏教学））・武内孝善先生（高野山大学名誉教授・博士（密教学））および堀内（主査・大正大学准教授・博士（仏教学））の四名の総意として、野々部利生氏提出の学位請求論文「空海仮託書の研究」が課程博士論文と認定することに相応しいとの結論に至ったことを報告するものである。

公表予定

日 程	令 和 年 月 日
公表形態	① 掲載誌名：【 】【 】号・巻 【 】頁 【全文・要約】 ② 単著（発行者）
題 目	<※タイトルを変更した場合>